

# 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要【追加】

## 1. 趣旨

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年環境省令第 1 号）による改正後の土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）については、平成 22 年 4 月 1 日から施行されている。

今般、法の施行状況を鑑み、同法の円滑施行の観点から、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に基づき埋め立てられた埋立地における土壤汚染状況調査の方法に係る規定の整備を行うもの。

## 2. 改正の概要

### (1) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査方法について【新規追加】

調査実施者は、地歴調査によって把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により汚染されているおそれがあると認められるときは、以下の方法により、試料採取等を行わなければならない。

- ① 調査実施者は、調査対象地を土壤汚染が存在するおそれが少ない土地として分類する。（水平方向の調査密度：30 m×30 m）
- ② 試料採取等対象物質が第 1 種特定有害物質である場合は、30 m 格子内にある一部対象区画のうちいずれか 1 の区画の中心において、埋立て用材料の深さの範囲について地表から深さ 5 cm までの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ 1 m から 10 m までの 1 m ごとの土壤（地表から深さ 10 m までにある土壤に限る。）を採取したものに含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う。
- ③ 試料採取等対象物質が第 2 種特定有害物質又は第 3 種特定有害物質である場合は、次の ア又は イに掲げる区分に応じ、当該 ア又は イに定める単位区画の中心において埋立て用材料の深さの範囲について表層の土壤、5 cm から 50 cm までの土壤及び深さ 1 m から 10 m までの 1 m ごとの土壤（地表から深さ 10 m までにある土壤に限る。）を採取し表層、5 cm から 50 cm までの土壤及び深さ 1 m ごとの土壤をそれぞれ同じ重量混合し、混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う。
  - ア 30 m 格子内にある一部対象区画の数が 6 以上である場合は、当該 30 m 格子内にある一部対象区画のうちいずれか 5 区画
  - イ 30 m 格子内にある一部対象区画の数が 5 以下である場合は、当該 30 m 格子内にあるすべての一部対象区画